

圏域医療計画策定委員会の委員の選任について

1 選任の考え方

- (1) 医療計画作成要領に従い、圏域保健医療福祉推進会議の構成員又は構成員の属する団体の役職員等の中から、構成員が推薦する者とする。
- (2) 医療法に基づき、地域の医療提供体制の確保に関する計画を定めるものであることから、三師会、病院関係及び行政機関から委員を選任する。
- (3) 予算の制約上、民間の委員の上限は6名までとする。

2 メンバー (案)

団体等	人数	備考
地区医師会	2名	会長又は会長が推薦する者
地区歯科医師会	1名	同上
地区薬剤師会	1名	同上
病院関係	2名	院長又は院長が推薦する者
行政機関	3名	市長又は市長が推薦する者
計	9名	

3 依頼事項

- (1) 地区医師会、病院関係及び行政機関においては、圏域保健医療福祉推進会議の構成員数が、圏域医療計画策定委員会の委員数を上回っていることから、それぞれの団体等の中で調整していただき、令和5年4月10日をめどに、委員の選定もあわせて衣浦東部保健所に御連絡をいただきたい。
- (2) 地区歯科医師会、地区薬剤師会においても、令和5年4月10日をめどに委員を選定していただき、衣浦東部保健所に御連絡をいただきたい。
- (3) 必要書類は、別途送付します。